

第2期出雲市多文化共生推進プラン（案）について

出雲市では平成28年に「出雲市多文化共生推進プラン」を策定し、その推進に向け市役所及び地域等で取り組んできました。

この度、第2期出雲市多文化共生推進プランの策定に向け、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議 多文化共生部会を、令和元年9月26日に13名の委員で設置していただき、4回の審議を重ねてきたところです。

つきましては、第2期出雲市多文化共生推進プラン（案）について報告します。

記

1 作成の趣旨

本市では、外国人住民の増加に伴い、行政サービスに対するニーズも多様化してきたため、平成28年6月に「出雲市多文化共生推進プラン」（以下「第1期プラン」という。）を策定し、施策に取り組んできました。

第1期プラン策定以降も本市の外国人住民は増加し、令和元年12月末時点では人口が4,396人、国籍・地域は40か国・地域にのぼります。

現在、本格的な少子高齢化が進展し、人口減少時代を迎えてます。一方、新たな在留資格の創設、企業の人材不足や経済活動の更なるグローバル化により、国境を越えた「人」の移動がより活発になってきました。

このように、私たちを取り巻く社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせるまちをつくるために、第2期出雲市多文化共生推進プラン（案）を策定しました。

2 プランの位置づけ

本プランは、出雲市総合振興計画「出雲未来図」や「第2期出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とします。

策定にあたり、島根県と共同で令和元年5月に実施した「島根県外国人住民実態調査（出雲市分）」や令和元年度市民満足度調査において明らかになった問題・課題等を参考として、多文化共生推進施策の基本的な考え方や関連する施策を体系的にまとめました。本プランは、本市における多文化共生を推進するための取組方針を示すものです。

3 プランの期間

本プランは、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5年間を計画期間とします。

4 数値目標(指標)

多文化共生のまちをめざす数値目標(指標)として、令和7年3月末時点で引き続き5年以上市内に居住する外国人住民の割合を40%として、外国人も安心して長く暮らせる出雲市をめざします。

| 平成27年 3月末実績 (第1期プラン前) | 第1期プラン 目標指數 (令和3年3月末) | 平成31年 3月末実績 | 第2期プラン 目標指數 (令和7年3月末) |
|-----------------------------|-----------------------------|----------------|-----------------------------|
| 24.6% | 30.0%台 | 38.3% | 40% |

5 施策の概要

ビジョンとビジョンを実現するための柱や取組を定めました。

※別表のとおり

6 今後の予定

令和2年3月19日 議会 全員協議会へ(案)の報告

4月 パブリックコメントの実施

4月～ 市役所庁内連絡会議の開催

4月～ 関係機関の情報交換会議の開催

5月 まち・ひと・しごと創生総合戦略会議多文化共生部会開催

6月 第2期出雲市多文化共生推進プランの完成

6月 議会へ報告

※現行プランは、平成18年3月に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」に配慮し策定しました。

総務省においては、令和2年8月を目標に、次期プランを策定される予定です。現時点では内容が未定のため反映していませんが、出雲市第2期プランに盛り込むべき内容がある場合は、策定期間が変更になる場合があります。

第1期出雲市多文化共生推進プランの概要

「多文化共生」
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

計画期間：平成28年度（2016）から令和2年度（2020）

数値目標(指標)
令和3年(2022)3月末時点で、引き続き5年以上市内に居住する外国人住民の割合：30%台

| ビジョン | 4つの柱 | 取組の内容 |
|------|---------------------|---|
| | 1 外国人住民のコミュニケーション支援 | (1) 情報発信の多言語化と情報伝達手段の確保 ① 情報発信における多言語（ポルトガル語・英語）による情報提供 ② 行政からの多言語による情報発信等 ③ 市役所内でのサービス向上 (2) 日本語の習得と地域社会で共に暮らしていくための支援 ① 日本語・母語教室の開催支援 ② 日本文化・慣習等を学ぶ機会の提供 |
| | 2 外国人住民の生活支援 | (1) 快適な暮らしのための環境づくり ① 生活情報等に関する支援 ② 環境に関する情報発信と啓発・周知等 (2) 子ども・若者支援の充実 ① 就学児童・生徒及び保護者への支援 ② 就学前の子ども及び保護者への支援 ③ 進学のための支援 ④ 懨みを抱える子ども・若者の支援 (3) 健康で生活をするための支援 ① 乳幼児を持つ家族への子育て支援 ② 健康づくりへの支援 ③ 外国人住民の医療・介護支援 |
| | 3 多文化共生の地域づくり | (4) 災害（危険）にそなえるための支援 ① 多言語による防災情報の提供 ② 外国人住民も参加しやすい減災への取組・支援等 ③ 多言語による緊急情報の発信等 (1) 地域社会での多文化共生の意識啓発 ① 多文化共生のための文化交流事業等の開催支援 ② 多文化共生の意識啓発事業・研修会等の開催支援 |
| | 4 多文化共生推進のための体制整備 | (2) 自立支援と地域社会への参加・交流 ① 外国人住民の町内会（自治会）や地域活動等への参加促進 ② 外国人住民ネットワーク作りへの支援 ③ 自立のための支援 (1) 行政・民間団体等との連携強化 ① 多文化共生推進のための連絡会議等の開催 ② 市役所窓口等府内連絡調整会議の設置 ③ 外国人住民や各種団体との意見交換の場の設置 ④ しまね国際センターと連携した外国人住民相談会の設置 |

第2期出雲市多文化共生推進プランの概要

計画期間：令和2年度（2020）から令和6年度（2024）

数値目標（指標）
令和7年（2025）3月末時点で、引き続き5年以上市内に居住する外国人住民の割合：40%

「多文化共生」
国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、
地域社会の構成員として共に生きていくこと。

ビジョン 4つの柱

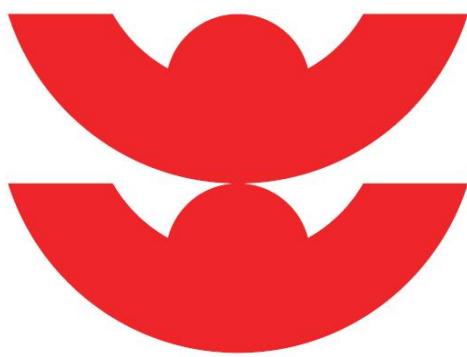
| ビジョン | 4つの柱 | 取組の内容 |
|------|----------------------|---|
| | 1 多文化共生の地域づくり | (1) 地域社会での多文化共生の意識啓発 (2) 地域社会への参加促進 (3) 相互理解の推進 |
| | 2 コミュニケーション促進 | (1) 情報の多言語化と情報伝達手段の確保 (2) 地域社会で共に暮らしていくための取組 (3) やさしい日本語の活用促進 |
| | 3 安心して暮らせる環境づくり | (1) 快適な暮らしのための環境づくり (2) 子ども・若者支援の充実 (3) 動くための環境整備 (4) 健康で生活するための取組 (5) 災害（危険）にそなえるための取組 |
| | 4 多文化共生社会の実現のための体制整備 | (1) 行政・民間団体等との連携強化 (2) 多文化共生社会の実現のための体制整備 |

第2期 出雲市多文化共生推進プラン

(案)

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

出雲市みらい
の未来のために



出雲市
IZUMO

令和2年（2020）月

用語について

| | |
|--------------|--|
| 多文化共生 | 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。 (平成18年3月総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」より) |
| SDGs | 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) 平成27年(2015)9月の国連サミットで、17の持続可能な開発目標(SDGs※)が採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が示されています。これらはすべての国が取り組むべき普遍的(ユニバーサル)な目標となっています。 |
| 外国にルーツを持つ子ども | 国籍に関わらず、両親又は親のどちらか一方が外国出身者である子どもをいいます。 |

もくじ

| | |
|------------------------------|----|
| はじめに | 3 |
| 第1章 プラン策定にあたって | |
| 1. 策定の趣旨 | 4 |
| 2. プランの位置づけ | 4 |
| 第2章 出雲市の現状と課題 | |
| 1. 出雲市の現状 | |
| (1) 出雲市の国籍別人口・推移 | 5 |
| (2) 年代別構成 | 7 |
| (3) 外国人住民の在留資格 | 8 |
| (4) 出雲市立の小中学校における状況 | 9 |
| 2. これまでの主な取組 | 10 |
| (1) 市民・地域・団体・NPO法人、企業等 | |
| (2) 行政 | |
| 3. 島根県外国人実態調査結果から見える課題 | 11 |
| 4. 市民満足度調査から見える課題 | 14 |
| 第3章 第2期出雲市多文化共生推進プランについて | |
| 1. ビジョン（めざしていく出雲の将来の姿） | 16 |
| 2. 数値目標（指標） | 17 |
| 3. プランの期間 | 17 |
| 4. プランの見直し | 17 |
| 5. 市民・団体・企業・行政が一体となって取り組むために | 18 |
| 6. 取組の体系 | 19 |
| 7. 取組の内容 | 20 |
| 資料 | |
| 令和元年度島根県外国人住民実態調査（出雲市分） | 23 |
| 令和元年度市民満足度調査 | 33 |

はじめに

出雲市には、いろいろな国や地域から、たくさん的人が来て暮らしています。生まれたところの気候、地形、風土、言葉、文化、習慣や食生活などは様々です。また、生まれた国や地域で育ち暮らし続けている人、生まれたところを遠く離れて暮らしている人など、一人ひとりの状況は多様ですが、平和や幸せを願う心はみな同じです。

平成27年（2015）9月の国連サミットでは、17の持続可能な開発目標（SDGs※）が採択されました。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が示されています。これらはすべての国が取り組むべき普遍的（ユニバーサル）な目標となっています。

私たちの生活を見渡すと、日用品や食料品などをはじめ、日々の暮らしは様々な面で世界とつながっています。本市には様々なご縁でいろいろな国・地域にルーツを持つ市民がたくさん暮らしています。お互いを認めあい、多様性を活かしながら、未来に渡り安心して暮らせるまちをみんなでつくることが大切です。

多文化共生社会の実現に向けた日々の取組は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にもつながります。誰一人として同じ人間はいません。それぞれの特徴を活かし、力を合わせ、元気な出雲市をつくっていきましょう。

※ SDGs=Sustainable Development Goals



第1章 プラン策定にあたって

1. 策定の趣旨

本市では、外国人住民の増加に伴い、行政サービスに対するニーズも多様化してきたため、平成28年（2016）6月に「出雲市多文化共生推進プラン」（以下「第1期プラン」という。）を策定し、「互いの国籍や民族、文化の違いを尊重し、共に暮らす多文化共生のまち」をビジョンとして施策に取り組んできました。

第1期プラン策定以降も本市の外国人住民は増加し、平成31年（2019）4月末には4,986人に達しました。令和元年（2019）12月末時点では、4,396人で、国籍・地域は40か国・地域にのぼります。出入国在留管理庁の発表によると、国内の令和元年（2019）6月末現在の中長期在留者と特別永住者を合わせて282万9千人が居住し、過去最高となっています。

現在、本格的な少子高齢化が進展し、人口減少時代を迎えていました。一方、新たな在留資格の創設、企業の人材不足や経済活動の更なるグローバル化により、国境を越えた「人」の移動がより活発になってきました。社会・経済情勢は日々変化しているなか、既に本市でも外国人住民がたくさん暮らし、日常生活や経済活動等のあらゆる場面で、まちづくりの担い手としてともに活躍しています。また、未来を担う子どもたちも、たくさん暮らしています。

このように、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応し、誰もが安心して暮らせるまちをつくるために、第2期出雲市多文化共生推進プラン（以下「本プラン」という。）を策定しました。

2. プランの位置づけ

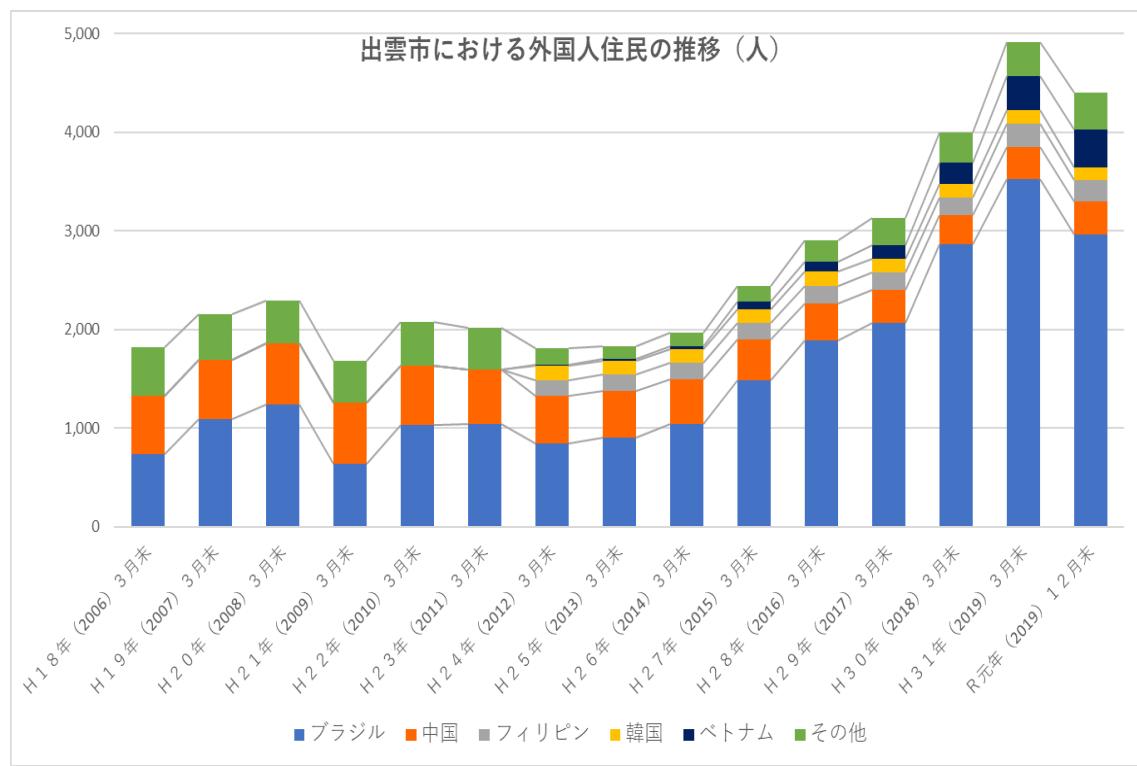
本プランは、出雲市総合振興計画「出雲未来図」や「第2期出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画とします。策定にあたり、島根県と共同で令和元年5月に実施した「島根県外国人住民実態調査」や令和元年度市民満足度調査において明らかになった問題・課題等を参考として、多文化共生推進施策の基本的な考え方や関連する施策を体系的にまとめました。本プランは、本市における多文化共生を推進するための取組方針を示すものです。

第2章 出雲市の現状と課題

1. 出雲市の現状

(1) 出雲市の国籍別人口・推移

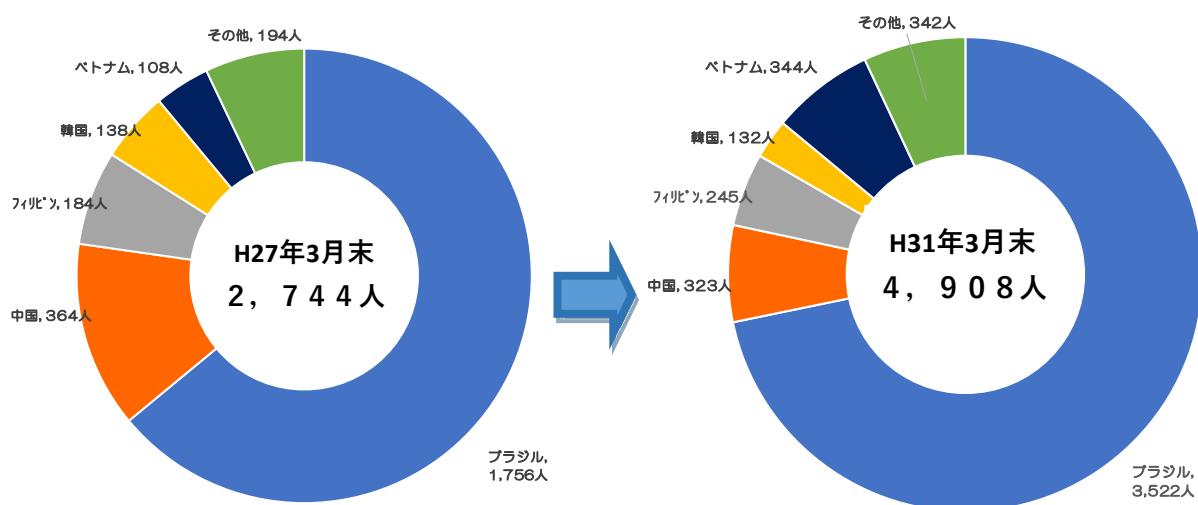
本市に居住する外国人住民は、第1期プラン策定前の平成28年（2016）3月末時点は2,899人で、本市の人口に占める割合は1.57%でした。第1期プラン策定以後に急増し、平成31年（2019）3月末時点は4,908人で、人口に占める割合は2.79%となりました。しかし、5月以降は減少傾向にあり、令和元年12月末時点では、4,396人（2.51%）となっています。外国人住民数は、企業の人手不足や業績の変化等により変動しています。



外国人住民の年度別・国籍別人口の推移

| 年月／国籍 | ブラジル | 中国 | フィリピン | 韓国 | ベトナム | その他 | 外国人住民 総数 |
|---------------|-------|-----|-------|-----|------|-----|-------------|
| H18年(2006)3月末 | 740 | 584 | - | - | - | 494 | 1,818 |
| H19年(2007)3月末 | 1,089 | 606 | - | - | - | 462 | 2,157 |
| H20年(2008)3月末 | 1,238 | 623 | - | - | - | 428 | 2,289 |
| H21年(2009)3月末 | 642 | 620 | - | - | - | 423 | 1,685 |
| H22年(2010)3月末 | 1,036 | 595 | - | - | - | 443 | 2,074 |
| H23年(2011)3月末 | 1,040 | 554 | - | - | - | 422 | 2,016 |
| H24年(2012)3月末 | 849 | 481 | 160 | 143 | 9 | 165 | 1,807 |
| H25年(2013)3月末 | 901 | 479 | 163 | 142 | 15 | 128 | 1,828 |
| H26年(2014)3月末 | 1,039 | 455 | 165 | 138 | 37 | 135 | 1,969 |
| H27年(2015)3月末 | 1,488 | 409 | 173 | 135 | 77 | 158 | 2,440 |
| H28年(2016)3月末 | 1,891 | 368 | 186 | 139 | 104 | 211 | 2,899 |
| H29年(2017)3月末 | 2,064 | 338 | 174 | 139 | 141 | 270 | 3,126 |
| H30年(2018)3月末 | 2,862 | 301 | 178 | 132 | 223 | 305 | 4,001 |
| H31年(2019)3月末 | 3,522 | 323 | 245 | 132 | 344 | 342 | 4,908 |
| R元年(2019)12月末 | 2,966 | 336 | 210 | 131 | 380 | 373 | 4,396 |

※H18年からH23年までの、フィリピン、韓国、ベトナムのデータは不明

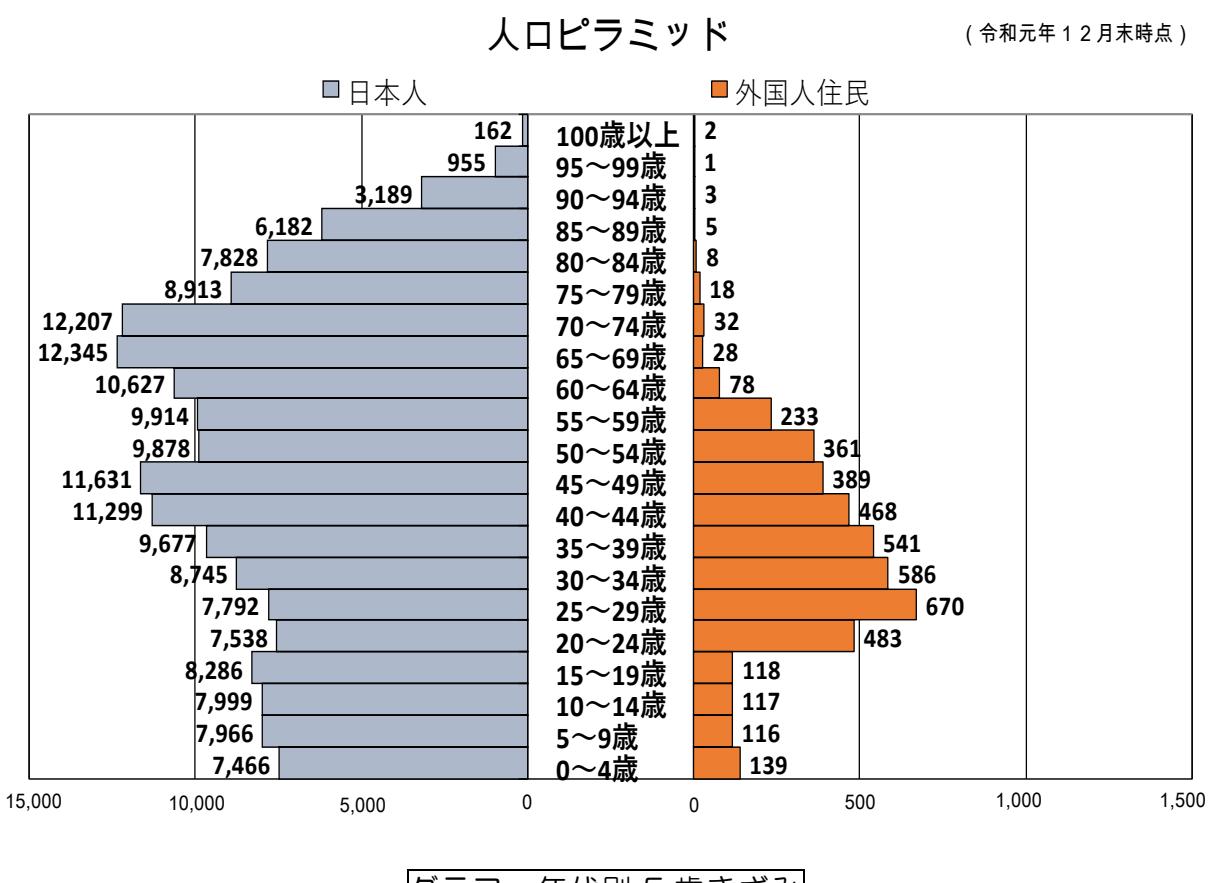


平成31年（2019）3月末現在、外国人住民総数におけるブラジル国籍の割合は71%です。

この4年間では、ブラジル国籍の人口は、1,756人から3,522人となり、およそ2倍に増加しました。また、ベトナム国籍の人口は、108人から344人となり、3倍以上の増加となりました。

(2) 年代別構成

本市の令和元年（2019）12月末の年代別の住民の状況は、次のグラフのとおりです。外国人住民は生産年齢人口（15歳から64歳）の割合が89.3%と高いことが特徴です。



グラフ 年代別 5歳きざみ

| | 日本人 | 外国人 |
|------------------|----------------|---------------|
| 生産年齢人口（15歳から64歳） | 95,387人（55.9%） | 3,927人（89.3%） |

(3) 外国人住民の在留資格

本市に居住する外国人住民の在留資格は、就労に制限のない在留資格が約78%であり、全国平均(約52%)に比べて高いことが特徴です。

(全国平均は、法務省統計令和元年(2019)6月調査の数値から算出。)

| 住民基本台帳法 第30条45の区分 | 在留資格 | H27年（2015） 12月末 | R元年（2019） 12月末 | |
|----------------------|--------------|--------------------|-------------------|--------------------|
| | 教授 | 3 | 1 | 就労活動に制限のない 在留資格 |
| | 宗教 | 0 | 1 | |
| | 経営・管理 | 2 | 3 | |
| | 医療 | 0 | 5 | |
| | 教育 | 8 | 10 | |
| | 技術・人文知識・国際業務 | 30 | 64 | |
| | 企業内転勤 | 0 | 18 | |
| | 技能 | 12 | 12 | |
| | 特定技能1号 | - | 8 | |
| | 技能実習1号イ | 14 | 9 | |
| | 技能実習1号ロ | 142 | 221 | |
| | 技能実習2号ロ | 220 | 392 | |
| | 技能実習3号ロ | 0 | 57 | |
| | 文化活動 | 5 | 6 | |
| | 留学 | 28 | 44 | |
| | 家族滞在 | 36 | 56 | |
| | 特定活動 | 7 | 20 | |
| | 永住者 | 686 | 785 | |
| | 日本人の配偶者等 | 426 | 578 | |
| | 永住者の配偶者等 | 21 | 25 | |
| | 定住者 | 950 | 1,938 | |
| 特別永住者 | 特別永住者 | 151 | 138 | |
| 出生による経過滞在者 | 出生による経過滞在者 | 3 | 5 | |
| 計 | | 2,744 | 4,396 | |

※詳しい在留資格・在留年数については出入国在留管理庁のホームページを見てください。

※永住者とは法務大臣が永住を認める者

※「日本人の配偶者等」とは日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者

※「永住者の配偶者等」とは永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者

※定住者とは法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者で、第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等

※特別永住者とは第2次世界大戦終戦前から引き続き居住している在日韓国人・朝鮮人・台湾人及びその子孫

(4) 出雲市立の小中学校における状況

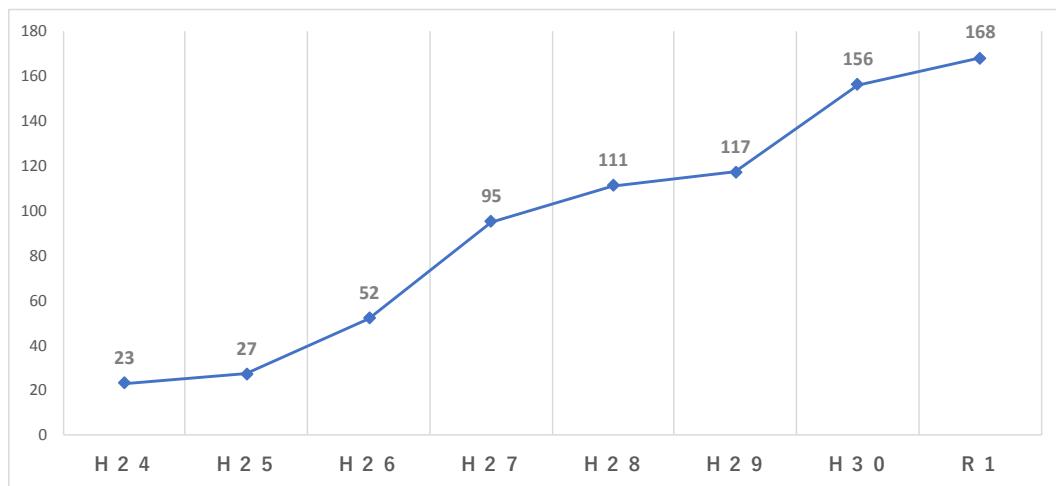
市立小中学校において日本語指導の必要な児童生徒は、年々増加しています。平成24年（2012）5月時点は23人でしたが、令和元年（2019）12月時点は168人となりました。多様なニーズに対応するため、県加配教員のほか、市独自の日本語指導員や通訳・翻訳支援員を配置しています。

日本語指導が必要な児童生徒数の推移

| 区分 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | R 1 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 出雲市 | 23 | 27 | 52 | 95 | 111 | 117 | 156 | 168 |

※児童生徒数は「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（各年5/1現在）による

※ただし、令和元年は12/17現在



2. これまでの主な取組

第1期プランの策定前後から、様々な活動が行われてきました。

(1) 市民・地域・団体・NPO法人・企業等での取組

- 地域における交流活動
- 地域（自治協会・コミュニティセンター等）での、多文化共生研修会やイベントの開催
- 日本語教室の開催
- 外国にルーツを持つ子どもたちの支援活動
- 母語教室の開催
- 生活オリエンテーションの開催
- 多文化交流イベントの開催

(2) 行政（市）

- 市役所関係書類等の多言語化
- 市役所窓口等での多言語通訳体制の充実
- フェイスブック等による多言語情報の発信
- 学校での日本語指導体制、通訳・翻訳体制の充実
- 外国人の就労を促進する機会の提供
- 外国人向け防災訓練の開催
- 多文化共生の理解を促進する研修会
- やさしい日本語普及研修会の開催

3. 島根県外国人住民実態調査結果から見える課題（出雲市分）

外国人住民の実態、日常生活における不便や懸念や行政に求めるサービスのニーズなどを把握し、今後の施策や行政サービスの充実に反映させることを目的として、令和元年5月に、島根県と共同で島根県外国人住民実態調査を実施しました。出雲市民の回収数は247でした。実態調査のうち、一部を掲載します。詳細は、資料23ページをご覧ください。

年齢

| 項目 | 年 齢 | | | |
|----|---------|-------------|---------|-------------|
| 構成 | 20~29 歳 | 58 人(23.5%) | 50~59 歳 | 40 人(16.2%) |
| | 30~39 歳 | 82 人(33.2%) | 60 歳以上 | 7 人(2.8%) |
| | 40~49 歳 | 59 人(23.9%) | 無回答 | 1 人(0.4%) |

国籍・在留資格

| 項目 | 国籍 | | 在留資格 | |
|----|---------|--------------|----------|-------------|
| 構成 | ブラジル | 172 人(69.7%) | 定住者 | 83 人(33.6%) |
| | 中国 | 25 人(10.1%) | 日本人の配偶者等 | 57 人(23.1%) |
| | フィリピン | 16 人(6.5%) | 永住者 | 40 人(16.2%) |
| | ベトナム | 12 人(4.9%) | 技能実習 | 27 人(10.9%) |
| | その他・無回答 | 22 人(8.8%) | その他・無回答 | 40 人(16.2%) |

(1) 居住について

島根県に住んでいる期間は、3年以上が100人(40.6%)。島根県に住む期間の予定は、「ずっと島根県に住む」が69人(27.9%)、『4年～5年』が34人(13.8%)で、比較的長く住む予定が40%を超えてます。『わからない』が63人(25.5%)で、今後が決まっていない人が4分の1以上となっています。

➔ 在留資格によっては在留期間に制限がありますが、在留資格や母語に関係なく、誰もが安心してずっと住みたくなるための取組が必要です。

住居のタイプについては、『会社の社宅や会社契約のアパート』が159人(64.4%)、『購入した一戸建て(マンションも含む)』が27人(10.9%)で、全体の8割近くがアパートに住居していますが、自己所有が1割を超えています。

自治会(町内会)の加入状況は、『加入している』が31人(12.6%)と、『加入していない』180人(72.9%)を大きく下回りました。また、

自治会への加入について、『わからない』と回答した人が30人（12.1%）いました。

- 自治協会などの地域社会の制度や仕組みをわかりやすく伝えることが必要です。
- 参加しやすい仕組みづくりが必要です。

(2) 地域での日本人との付き合いについて

近所に住む日本人との交流については、『あいさつをする程度』が136人（55.1%）や『あいさつのほかに時々話もする』52人（21.0%）、『親しく交流している』18人（7.3%）と約8割を占め、『特に交流はない』37人（15.0%）を大きく上回りました。

近くに住んでいる日本人との交流希望については、『積極的に交流したい』が162人（65.6%）で、交流を望む人が多くいることがわかります。

- ともに地域づくりを進めるためには、親しく交流する人を増やしていくことが必要です。そのためには、お互いの文化や習慣を知り、相互に理解を深めることが重要です。

(3) 日本語の理解度

① 日本語を聞く

『テレビのニュース、ドラマを聞き取ることができる』『相手がゆっくり話せば聞き取ることができる』『単語だけ聞き取ることができる』と多少でも日本語が聞き取れると回答した人が約8割（82.2%）で、『ほとんど聞き取ることができない』と回答した人の13.4%を大きく超えました。

② 日本語を話す

『自分の意見を問題なく話すことができる』『簡単な日常会話ができる』『決まったあいさつ、単語は言うことができる』と、多少でも日本ができると回答した人が約9割（87.0%）で、『ほとんど話すことができない』と、回答した人の11.4%を大きく超えました。

③ 日本語を読む

『新聞や雑誌を読むことができる』『簡単な漢字まじりの言葉を読むことができる』『ひらがなまたはカタカナは読むことができる』と簡単な日本語になっていれば読むことができると回答した人が約7割（70.5%）で、『ほとんど読むことができない』と回答した人の25.5%を大きく超えましたが、4分の1は翻訳文書でないと理解できないことがわかります。

④ 日本語を書く

『文章を問題なく書くことができる』『簡単な漢字まじりの文章を書くことができる』『ひらがなまたはカタカナは書くことができる』と簡単な日本語であれば書くことができると回答した人が約7割(68.5%)で、『ほとんど書くことができない』と回答した人の28.3%を大きく超えましたが、4分の1は母語でないと書くことができないことがわかります。

→ 日本語を理解する人が多いことがわかります。市内の日本語教室では、たくさんのボランティアのみなさんと学習者のみなさんがいます。働き方や職場が多様となるなか、コミュニケーション促進のために学習者のニーズに合わせた日本語学習機会の充実が必要です。

(4) 生活について

① 困りごと

日常生活の困りごとについては『特がない』が93人(37.7%)、『病気やけがをしたときのこと』が60人(24.3%)、「会社や仕事のこと」「子どものこと」が続きます。

② 差別や人権侵害

『ある』が91人(36.8%)、『ない』が148人(59.9%)でした。どのような場面でそう感じたかを尋ねたところ、『会社の人の言葉や態度』が53人(58.2%)、『通りすがりの知らない人の言葉や態度』が41人(45.1%)、「近所の人の言葉や態度」「福祉、年金、税金などの行政の仕組み自体」が続きます。

→ 外国人への差別や偏見をなくしていくために、地域での多文化共生の意識啓発が継続的に必要であるほか、企業での多文化共生の取組も推進し、相互に理解することが必要です。

③ 必要な情報

『医療、病院、福祉』が91人(36.8%)、『就職、仕事』が75人(30.4%)、「防災」「日本語教室」「地域のイベント」が続きます。

情報を得やすい方法は、『SNS(Facebook、Twitterなど)』が最も多く160人(64.8%)、『学校や勤務先』が134人(54.3%)でした。

→ SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を使った情報発信を充実し、様々な情報を伝えていくことが必要です。今後もSNSでの情報発信はもとより、あらゆる情報伝達の手段を確保することが必要です。

④ どのような行政サービスを望むか

『日本文化、生活習慣、日本語などを学ぶ機会の充実』を望む回答が115人(46.6%)、『行政の窓口における通訳の充実』が109人(44.1%)、『行政情報の多言語化の充実』が100人(40.5%)、「日本人との交流窓口の充実」「外国人の子どもに対する教育支援の充実」が続きます。

→ 文化や習慣を伝える機会や日本語学習の機会の充実が必要です。

市役所ほか行政機関での多言語対応の充実が必要です。

→ 外国にルーツを持つ子どもたちの教育支援の充実が必要です。

4. 市民満足度調査から見える課題

出雲市民を対象に市の施策・取組に対する満足度・重要度、住みやすさ、多文化共生についての調査を行い、第1期出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証と第2期総合戦略策定等の基礎資料とする目的として、令和元年5月に出雲市が実施しました。回収数は1,199でした。多文化共生に関する質問のみ記載します。詳細は、資料33ページをご覧ください。

(1)「多くの外国人住民が住んでいることについてどう感じていますか」との問い合わせに対し、「地域の経済を支える労働力として必要である」という回答が最も多く、次いで「言葉や習慣・文化の違いがあり、コミュニケーションがとりにくく不安である」が多くありました。

→ お互いの文化や習慣の違いを学び合う場が必要です。また、やさしい日本語を活用した交流の機会も必要です。

(2)「多文化共生という言葉・考え方を聞いたことがありますか」との問い合わせに対し、「良く知っている」又は「言葉だけは知っている（聞いたことがある）」と回答した方は6割弱を占め、4割の方は「知らない」という回答でした。

→ 多文化共生の必要性について、引き続き、わかりやすく啓発する研修会や交流会が必要です。

(3)「多文化共生社会の実現についてどう思いますか」との問い合わせに対し、「重要だと思う」又は「どちらかと言えば重要だと思う」と回答した方は7割弱を占め、「重要だと思わない」又は「あまり重要だとは思わない」と回答した方は1割を下回りました。

- 多文化共生社会の実現が重要だと考える方が多いことがわかりました。
市民一人ひとりが多文化共生の必要性を理解するための取組が必要です。

(4)「多文化共生を進めるうえで、どのような活動であれば協力・参加したいと思いますか」との問い合わせに対し、約7割の方が『「外国人住民との交流イベント」など何かしらの活動に参加・協力したい』と回答しています。

- 交流のきっかけづくりが必要です。

(5)「多文化共生を進めるうえで、外国人住民にどのようなことを期待しますか」との問い合わせに対し、「日本のルール、習慣を守ってほしい」との回答が最も多く、次いで「日本語や日本の文化を学んでほしい」、「地域住民との交流や活動に参加してほしい」との回答が多くありました。一方で、外国の言葉や文化を教えてほしいという回答もありました。

- 住民相互が講師役となり、お互いの国や地域の習慣・文化についてともに学び、お互いに歩み寄ることが必要です。

(6)「今後多文化共生を進めるうえで、外国人住民を対象にどのような取組に力を入れるべきだと思いますか」との問い合わせに対し、「日本の生活ルール、習慣、文化の違いなどの周知」との回答が最も多く、次いで「外国籍の児童・生徒に対する教育の充実」、「日本語学習の支援」が多くありました。

- 外国にルーツを持つ子どもたちの教育支援の充実が必要です。
→ 働き方や職場が多様となるなか、学習者のニーズに合わせた日本語学習機会の充実が必要です。

第3章 第2期出雲市多文化共生推進プランについて

1. ビジョン（めざしていく出雲の将来の姿）

本プランの基本的な考え方をわかりやすく明確にするため、次のビジョン（めざしていく出雲の将来の姿）を定めます。

多様性を認めあい
みんなでつくる
多文化共生のまち

第1期プランでは、「互いの国籍や民族・文化の違いを尊重し 共に暮らす多文化共生のまち」をビジョンに掲げて取り組んできました。この間、外国人住民はさらに増加し、多様な言語や文化、価値観をもつ人たちが地域で共に暮らしています。私たち市民は相互にコミュニケーションを促進しながら、お互いを認めあい、安心して暮らせるまちを一緒につくっていくことが必要です。

本プランでは、「多様性を認めあい みんなでつくる 多文化共生のまち」を新たなビジョンとしました。地域の持続的な発展のために、力を合せてともに取り組みましょう。

2. 数値目標(指標)

多文化共生のまちをめざす数値目標（指標）として、令和7年（2025）3月末時点で引き続き5年以上市内に居住する外国人住民の割合を40%とします。第1期プランでは、5年以上定住する人の割合を30%台にすることを目指していました。外国人も安心して長く暮らせる出雲市をめざします。

| 平成27年 (2015) 3月末 実績 (第1期プラン 前) | 平成31年 (2019) 3月末 実績 | 令和7年 (2025) 3月末 指標 |
|---|------------------------------|-----------------------------|
| 24. 6% | 38. 3% | 40% |

3. プランの期間

本プランは、令和2年度（2020）から令和6年度（2024）までの5年間を計画期間とします。

4. プランの見直し

本プランの推進にあたっては、国の施策の動き及び住民の意向を尊重し、弹力的に施策を実施できるよう、関係機関等との連携・協働を深めながら必要に応じた見直しを行います。

5. 市民・団体・企業・行政が一体となって取り組むために

(1) 市民

多文化共生のまちづくりは、市民が主役です。国籍や民族に関わらず、お互いの人権を尊重し、文化、習慣や言葉等の違いの多様性を認めあうことが大切です。相互に理解を深め、ともに変化しながら、いきいきと暮らせるまちをつくりましょう。

(2) 市民活動団体、NPO法人、民間国際交流団体、自治会（町内会）等

市内には、地域の多文化共生活動や国際交流活動に取り組むNPO法人、民間国際交流団体、市民活動団体や自治会（町内会）などの様々な団体があります。これらの団体の活動に、外国人住民も参画することが重要であるため、参画しやすい仕組みをつくることが必要です。

(3) 企業及び事業所

市内の企業や事業所においては、多くの外国人が技術や知識を活かして働いています。その在留資格は、技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習、定住者、永住者など、多岐に渡ります。

企業及び事業所（以下「企業等」という。）は、労働関係法令を守り、国籍や在留資格に関係なく、ともに働きやすい労働環境の整備や働く人どうしのコミュニケーションを促進することが重要です。

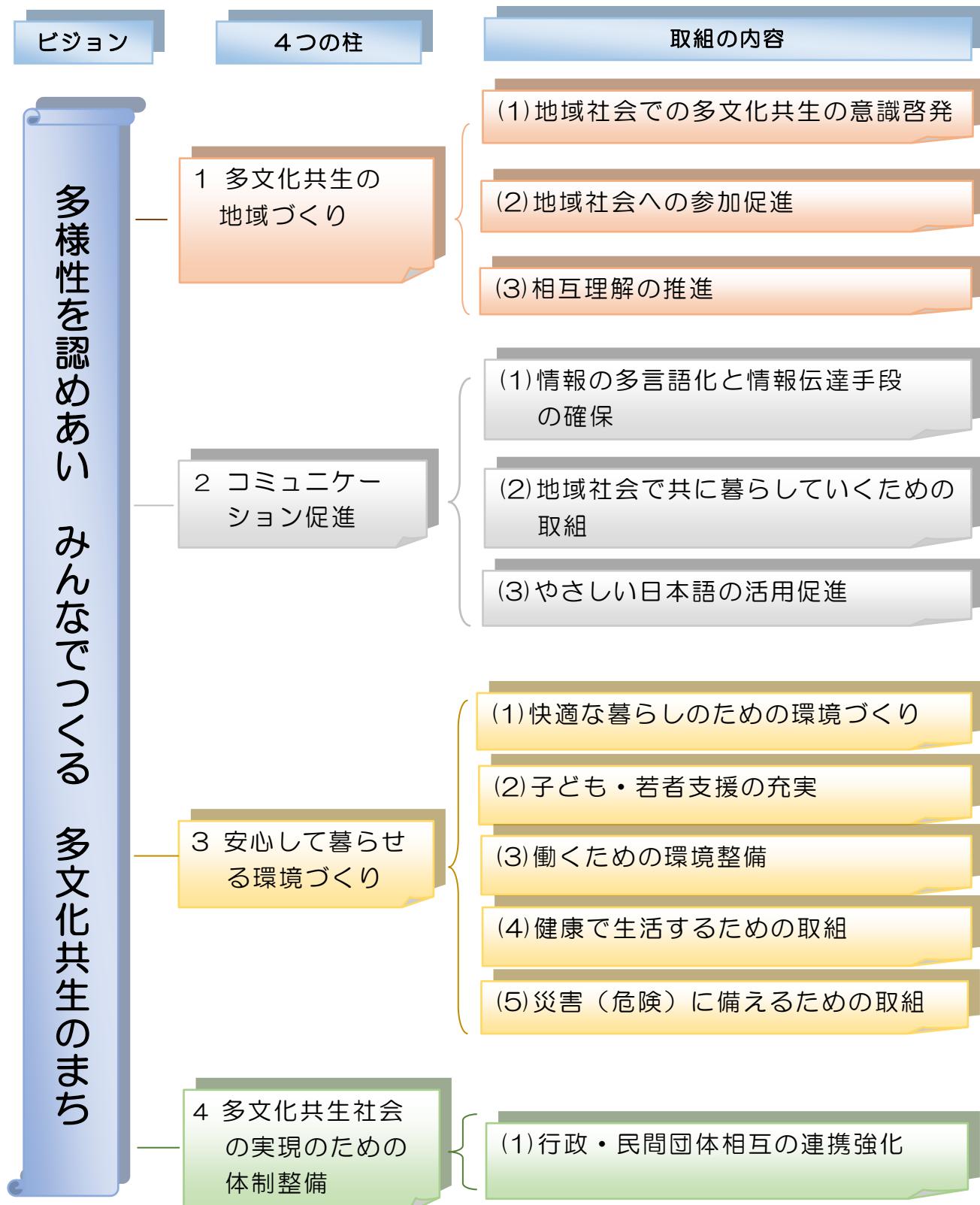
また、企業等は、積極的に地域活動に参画し、地域の団体との連携を強めることにより、地域における多文化共生の推進が期待されます。

(4) 行政等

市及び市教育委員会並びにその他公的機関は、市民サービスの向上に努めるとともに、地域や各種団体、企業等との連携・協働により、多文化共生施策を円滑に推進していく必要があります。

6. 取組の体系

ビジョンを実現するための4つ柱と取組の内容は次のとおりです。



7. 取組の内容

1 多文化共生の地域づくり

多文化共生の地域づくりを進めるためには、外国人差別や偏見をなくし、国籍にかかわらずお互いを理解しようとする意識づくりが必要です。また、外国人が地域で孤立することなく、その能力を地域で発揮して地域づくりに参加できるような環境づくりも必要です。

さらに、多文化共生の必要性を理解し、地域で実践する人を増やすための取組も必要です。

(1) 地域社会での多文化共生の意識啓発

- ① 多文化共生のための文化交流事業等の開催支援
- ② 多文化共生の意識啓発事業・研修会等の開催

(2) 地域社会への参加促進

- ① 外国人住民の町内会（自治会）や地域活動等への参加促進

(3) 相互理解の推進

- ① 日本文化や外国文化を互いに学ぶ機会の提供
- ② 多文化共生のまちづくりの担い手の育成

2 コミュニケーション促進

言葉や文化等の違いにより、住民相互のコミュニケーションが円滑に行われず、必要な情報が適切に伝わらないことがあります。このため、各種の情報を多言語で提供したり、日本語を学ぶ機会を充実したりするなど、コミュニケーションを促進するための取組が必要です。

また、日本語学習者を増やすための学習環境の充実や、母語教室の開催支援をはじめ、外国の文化や習慣を相互に学ぶことも重要です。

さらに、やさしい日本語を活用し、気軽にコミュニケーションを取り合うことも必要です。

(1) 情報の多言語化と情報伝達の確保

- ① 行政情報の多言語化

② SNSを活用した情報発信

(2) 地域社会で共に暮らしていくための取組

- ① 翻訳や通訳等でのＩＣＴ技術の活用促進
- ② 日本語教室の充実・母語教室の開催支援
- ③ 外国語教室の開催

(3) やさしい日本語の活用促進

- ① やさしい日本語を用いたコミュニケーションの促進

3 安心して暮らせる環境づくり

日本語がよく分からぬ場合でも、健康で安心して安全に暮らすことができるよう、日常生活全般にわたり通訳や翻訳などの取組が必要です。

外国にルーツを持つ（子ども、大人）がキャリアプランを描き、力を発揮できるような取組が必要です。

職場での多文化共生を促進し、お互いが働きやすい職場づくりが必要です。

子育て支援や健康増進や介護予防のほか、安心して医療や介護が受けられる仕組みが必要です。

災害に備えるために、防災・災害情報の多言語化をはじめ、有事に備えた訓練や研修を行う必要があります。

(1) 快適な暮らしのための環境づくり

- ① 生活・環境に関する情報発信と啓発・周知等
- ② 公共サイン等の多言語化
- ③ 多言語による住民相談機会の充実

(2) 子ども・若者支援の充実

- ① 就学児童・生徒及び保護者への情報提供
- ② 就学前の子ども及び保護者への支援
- ③ 進学のための支援
- ④ 悩みを抱える子ども・若者への対応

(3) 働くための環境整備

- ① 職場での多文化共生の推進
- ② 就労を促進する機会の提供

(4) 健康で生活するための取組

- ① 乳幼児を持つ家族への子育て支援
- ② 健康づくりへの支援
- ③ 外国人住民の医療・介護支援

(5) 災害（危険）に備えるための取組

- ① 多言語による防災情報の提供
- ② 多言語による緊急情報の発信等
- ③ 外国人住民も参加しやすい減災への取組・研修会の開催

4 多文化共生社会の実現のための体制整備

各種施策を確実に遂行するためには、体制の整備を図っていくことが必要です。また、行政だけでは多文化共生にかかる施策を実施及び推進していくことは困難です。

そのため、住民や市民活動団体、NPO法人、民間国際交流団体、町内会（自治会）、企業、行政等が、それぞれの役割分担を明確にし、連携・協働して進めていくことが必要です。

(1) 行政・民間団体相互の連携強化

- ① 多文化共生推進のための連絡会議等の開催
- ② 外国人住民や各種団体との意見交換の開催
- ③ 様々な団体や関係者が連携・協働した取組の推進
- ④ 市民が気軽に集まり交流できる場の設置
- ⑤ 国・県・関係機関との連携強化

資料

令和元年度島根県外国人住民実態調査（出雲市分）

島根県内では、外国人住民数が大幅に増加してきました。このような状況を踏まえ、島根県と県内市町村は、島根県外国人住民実態調査を実施しました。

1 調査の目的

県内の外国人住民の実態や、日常生活における不便や懸念、行政に求めるサービスのニーズなどを把握することにより、今後の施策や行政サービスの充実に反映させることを目的とする。

2 調査概要

- (1) 実施主体：島根県、県内市町村、しまね国際センター
- (2) 調査対象：県内在住の20歳以上の外国人住民
- (3) 標本数：1,050人（県全体で2,000人）
- (4) 抽出方法：平成30年12月末の市町村毎の外国人住民数により
按分し、無作為抽出。
- (5) 調査方法：郵送法
- (6) 調査時期：令和元年5月

3 アンケート調査の結果

- (1) 回収数（率）：出雲市247人（23.5%）
- (2) 回答者の構成

(ア) 男女

| 項目 | 男 女 | |
|-----|-----|-------------|
| 構 成 | 男性 | 110人(44.5%) |
| | 女性 | 132人(53.5%) |
| | 無回答 | 5人(2.0%) |

(イ) 年齢

| 項目 | 年 齡 | |
|-----|--------|------------|
| 構 成 | 20～29歳 | 58人(23.5%) |
| | 30～39歳 | 82人(33.2%) |
| | 40～49歳 | 59人(23.9%) |
| | 50～59歳 | 40人(16.2%) |
| | 60歳以上 | 7人(2.8%) |
| | 無回答 | 1人(0.4%) |

(ウ) 国籍・在留資格

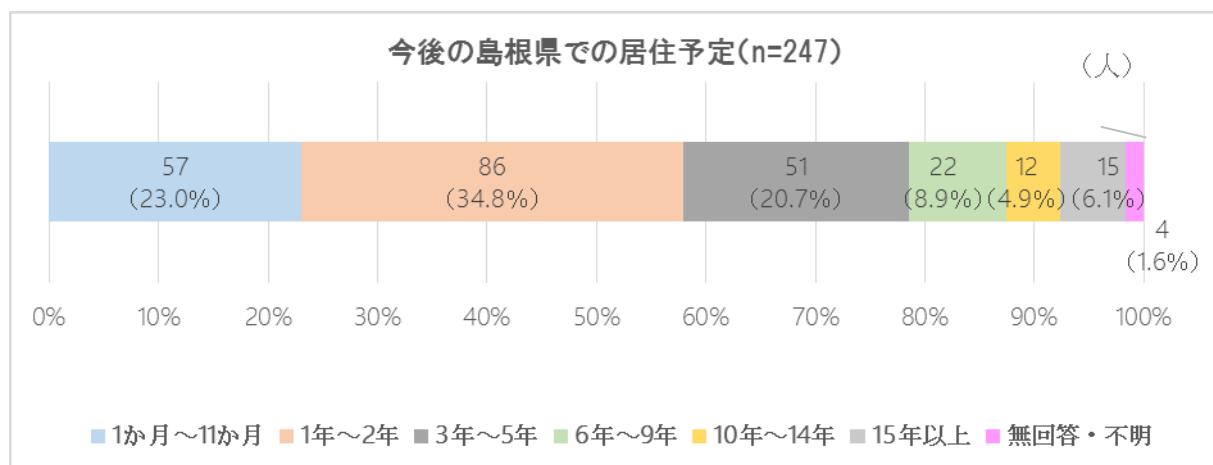
| 項目 | 国籍 | | 在留資格 | |
|----|---------|--------------|----------|-------------|
| 構成 | ブラジル | 172人 (69.7%) | 定住者 | 83人 (33.6%) |
| | 中国 | 25人 (10.1%) | 日本人の配偶者等 | 57人 (23.1%) |
| | フィリピン | 16人 (6.5%) | 永住者 | 40人 (16.2%) |
| | ベトナム | 12人 (4.9%) | 技能実習 | 27人 (10.9%) |
| | その他・無回答 | 22人 (8.8%) | その他・無回答 | 40人 (16.2%) |

4 主な調査結果

(1) 居住について

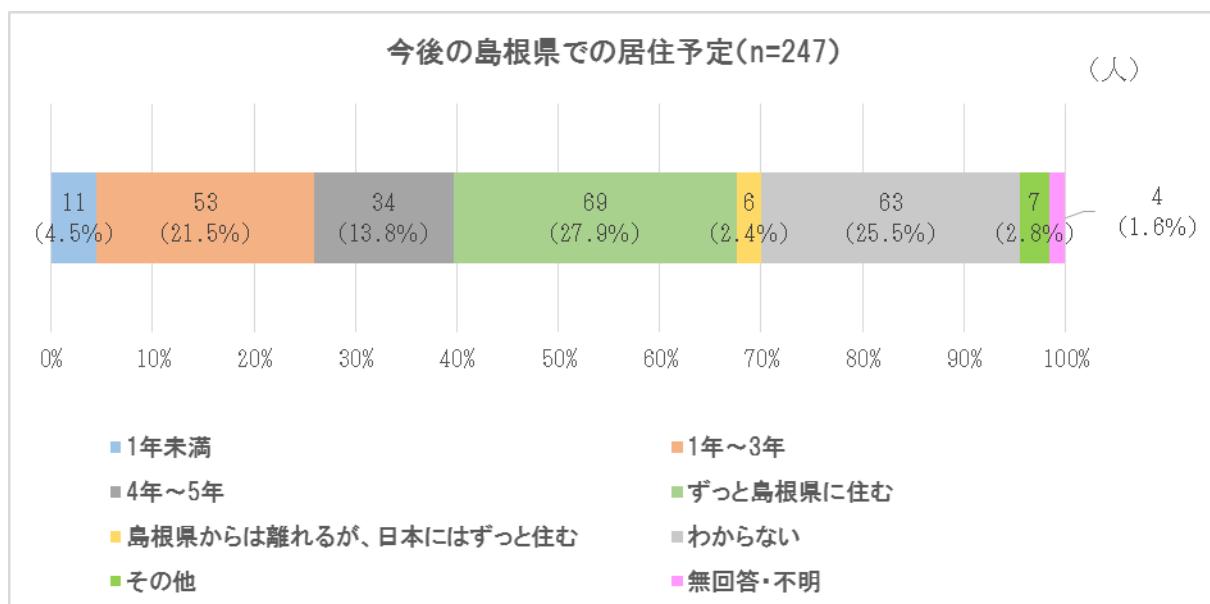
①どのくらい島根県に住んでいますか。(1つに○)

- ・『3年以上(計)』が100人(40.6%)となっている。
〔「3年～5年」「6年～9年」「15年以上」の合計〕



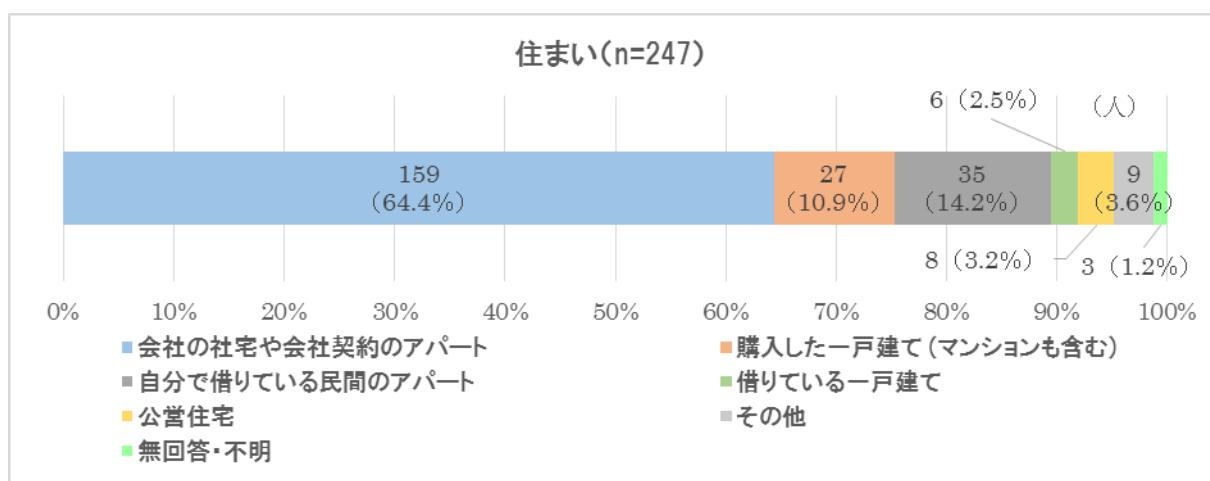
②あなたはこれから、どのくらい島根県に住む予定ですか。(1つに○)

- ・『ずっと島根県に住む』が69人(27.9%)、『4年～5年』が34人(13.8%)で、比較的長く住む予定が40%を超えている。
- ・『わからない』が63人(25.5%)で、今後が決まっていない人が4分の1以上となっている。



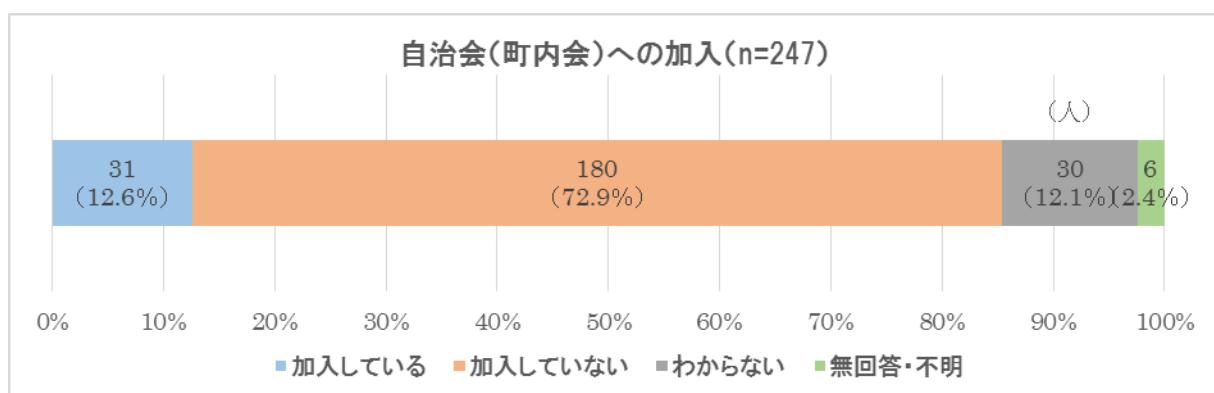
③あなたのお住まいは次のどれですか。(1つに○)

- ・『会社の社宅や会社契約のアパート』が159人(64.4%)
- ・『購入した一戸建て(マンションも含む)』が27人(10.9%)で、自己所有が1割を超えている。
- ・全体の8割近い人がアパートに住居している。



④あなたは自治会（町内会）に加入していますか。（1つに○）

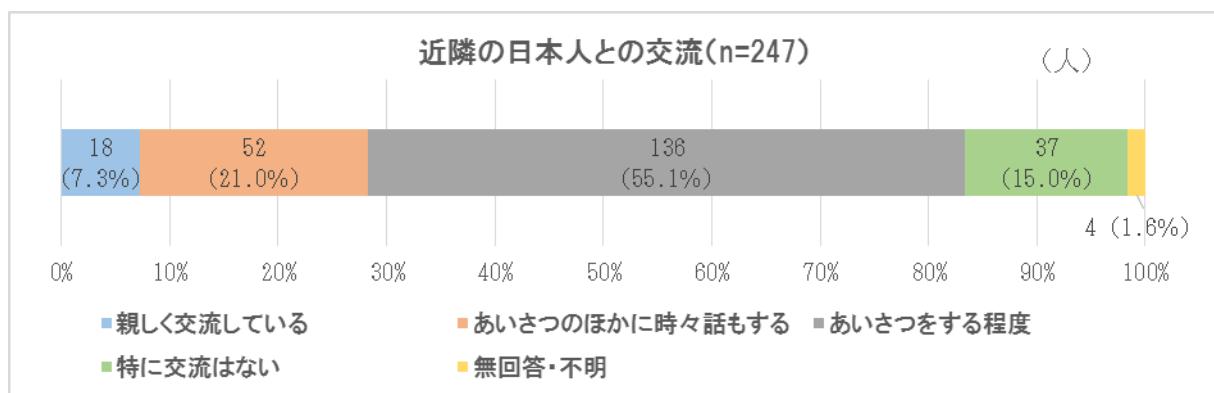
- ・『加入している』と回答した者が31人（12.6%）と『加入していない』と回答した人180人（72.9%）を大きく下回った。
- ・自治会への加入について、『わからない』と答える者が30人（12.1%）おり、地域社会の制度や仕組みへの理解がまだ十分には浸透していないためと推察される。



(2) 地域での日本人との付き合いについて

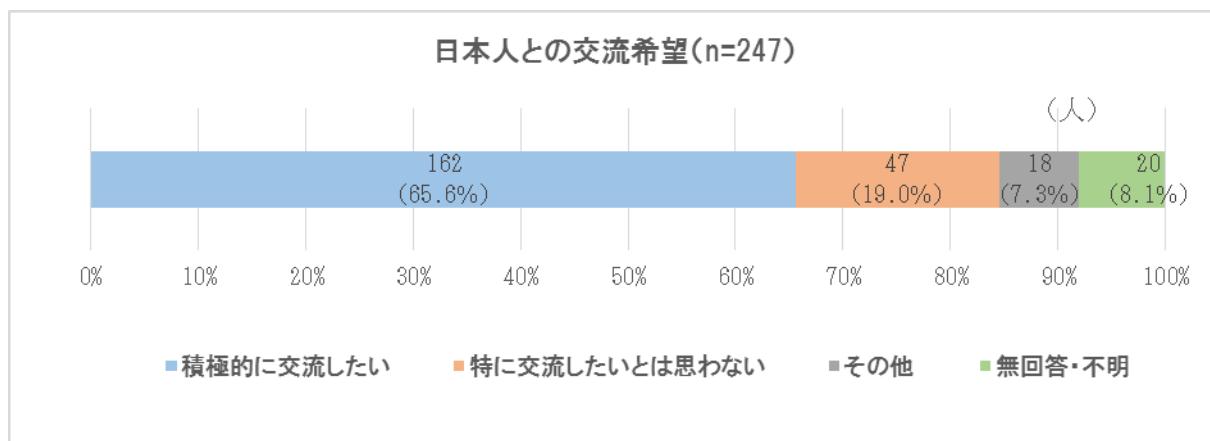
⑤あなたの家の近くに住んでいる日本人との交流はありますか。（1つに○）

- ・『あいさつをする程度』136人（55.1%）や『あいさつのほかに時々話もする』52人（21.0%）、『親しく交流している』18人（7.3%）と約8割を占め、『特に交流はない』37人（15.0%）を大きく上回る。



⑥あなたの家の近くに住んでいる日本人とどのような交流がしたいですか。
(1つに○)

- ・『積極的に交流したい』が162人(65.6%)で、日本人と交流したい人が多くいることが分かる。
- ・『特に交流したいとは思わない』が47人(19.0%)

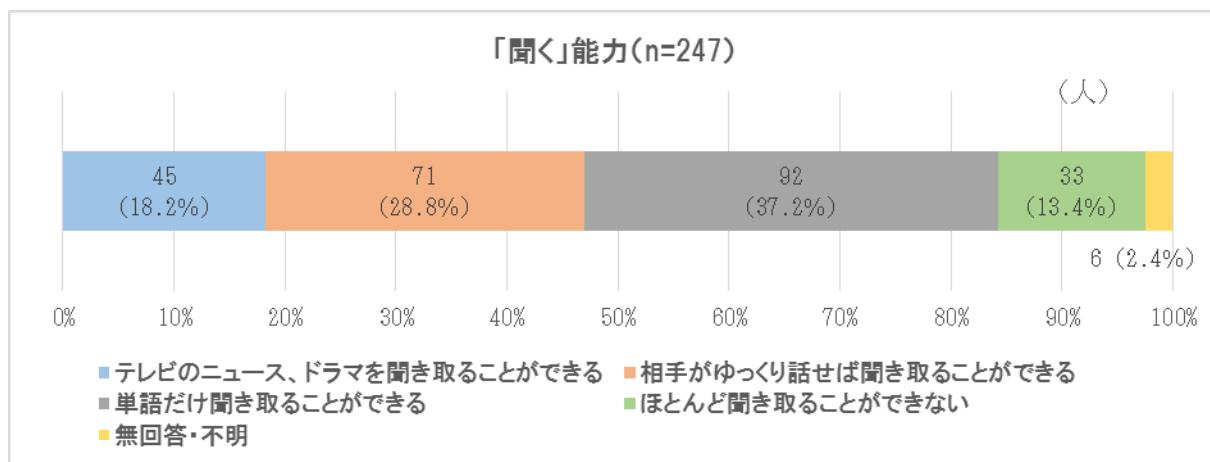


(3) 日本語について

⑦あなたは日本語がどのくらいできますか。

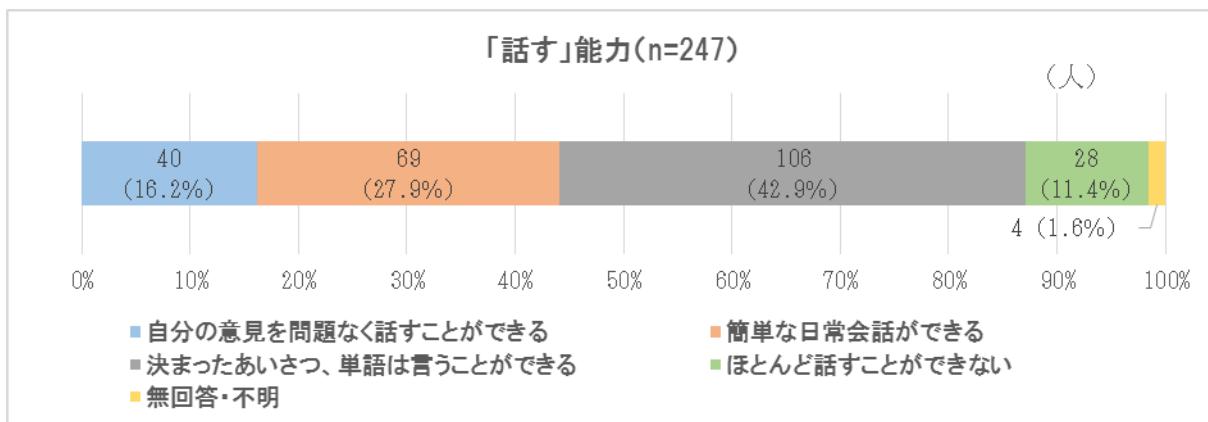
A. 日本語を聞く (1つに○)

- ・『テレビのニュース、ドラマを聞き取ることができる』『相手がゆっくり話せば聞き取ることができる』『単語だけ聞き取ることができる』と多少でも日本語が聞き取れると回答した人が約8割(82.2%)で、『ほとんど聞き取ることができない』と回答した人の13.4%を大きく超えた。



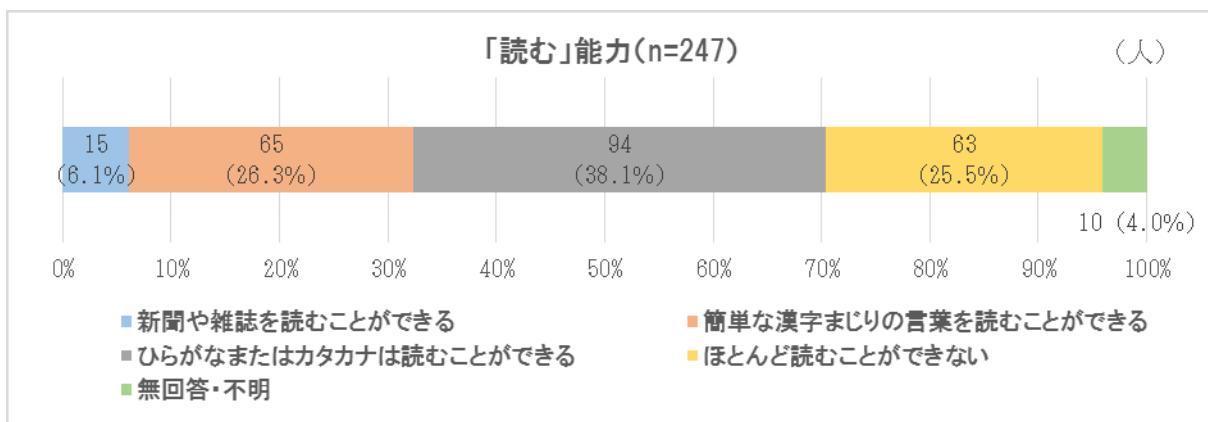
B. 日本語を話す（1つに○）

- ・『自分の意見を問題なく話すことができる』『簡単な日常会話ができる』『決まったあいさつ、単語は言うことができる』と多少でも日本ができると回答した人が約9割(87.0%)で、『ほとんど話すことができない』と回答した人の11.4%を大きく超えた。



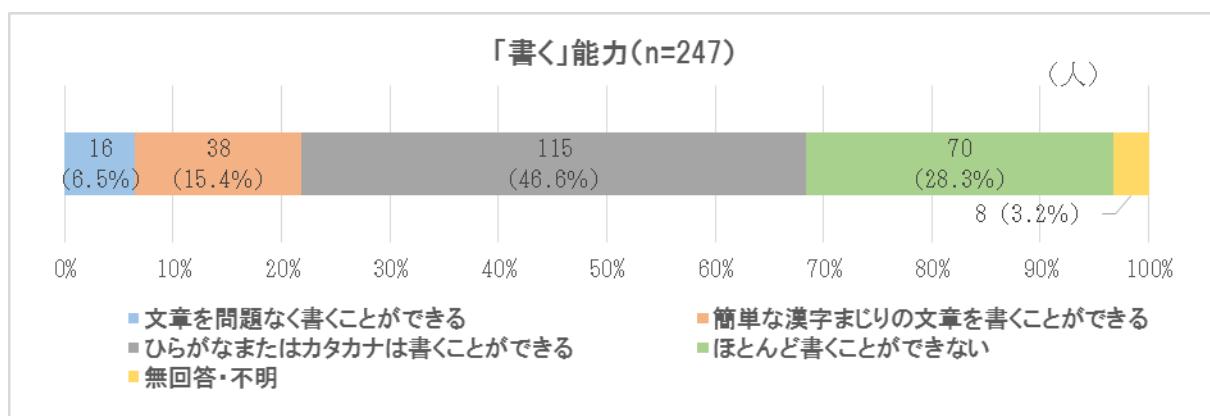
C. 日本語を読む（1つに○）

- ・『新聞や雑誌を読むことができる』『簡単な漢字まじりの言葉を読むことができる』『ひらがなまたはカタカナは読むことができる』と簡単な日本語になっていれば読むことができると回答した人が約7割(70.5%)で、『ほとんど読むことができない』と回答した人の25.5%を大きく超えたが、4分の1は翻訳文書でないと理解ができないことが分かる。



D. 日本語を書く（1つに○）

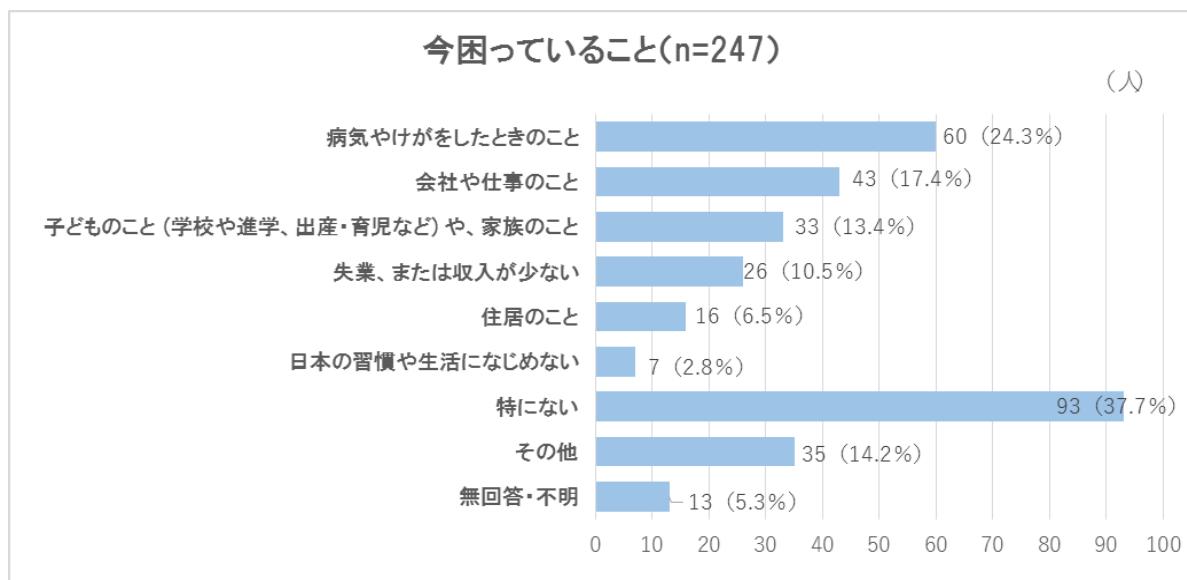
- ・『文章 を問題なく書くことができる』『簡単な漢字まじりの文章を書くことができる』『ひらがなまたはカタカナは書くことができる』と簡単な日本語であれば書くことができると回答した人が約7割(68.5%)で、『ほとんど書くことができない』と回答した人の28.3%を大きく超えたが、4分の1は母語でないと書くことができないことが分かる。



(4) 生活について

⑧ あなたが今、困っていることはなんですか。(特にあてはまるもの2つに○)

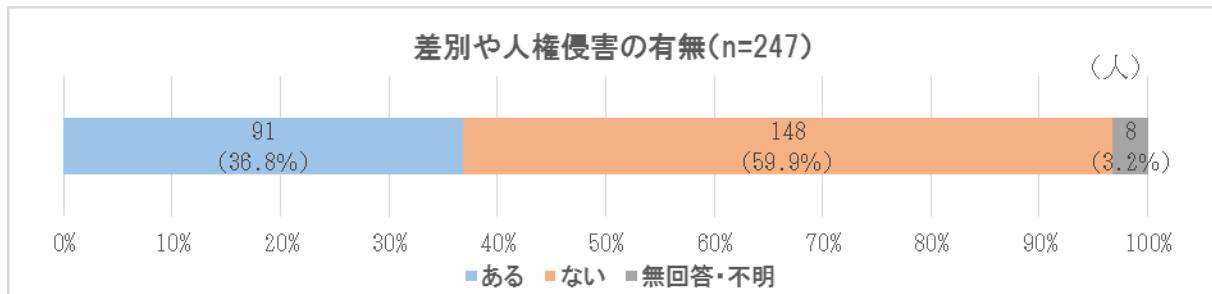
- ・『特がない』が93人 (37.7%)
・『病気やけがをしたときのこと』が60人 (24.3%)
「会社や仕事のこと」「子どものこと」が続く



⑨ 日常生活の中で、外国人であることを理由に、差別や人権侵害を受けたと感

じたことがありますか。(1つに○)

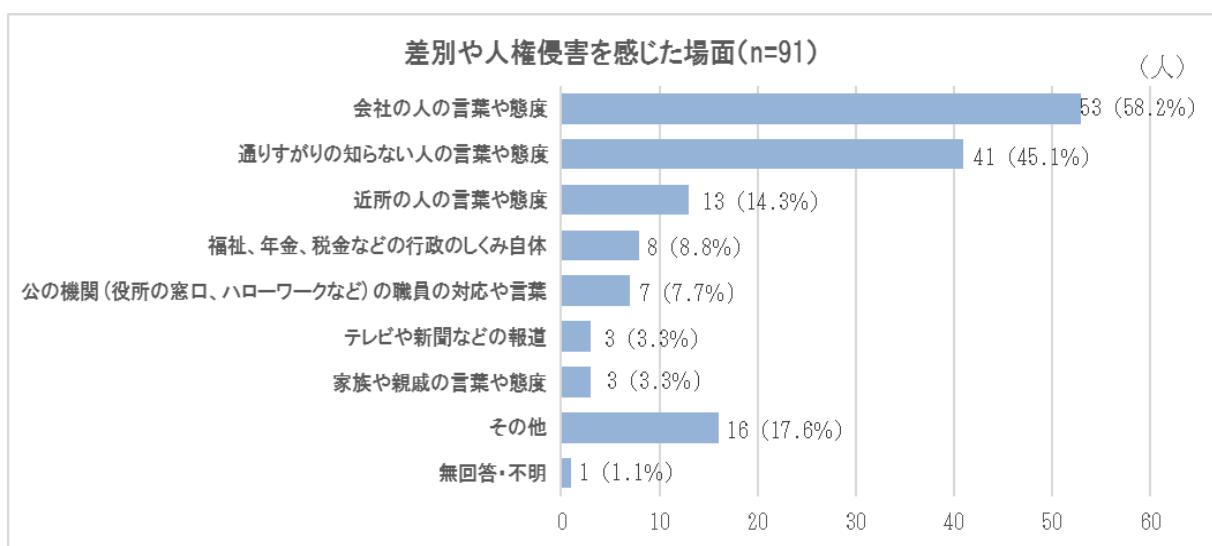
- ・『ある』が91人(36.8%)
- ・『ない』が148人(59.9%)



A. ⑨で「ある」の方にお聞きします。

それはどのような場面で感じましたか。(あてはまるもの全てに○)

- ・『会社の人の言葉や態度』が53人(58.2%)
 - ・『通りすがりの知らない人の言葉や態度』が41人(45.1%)
- 「近所の人の言葉や態度」「福祉、年金、税金などの行政の仕組み自体」が続く

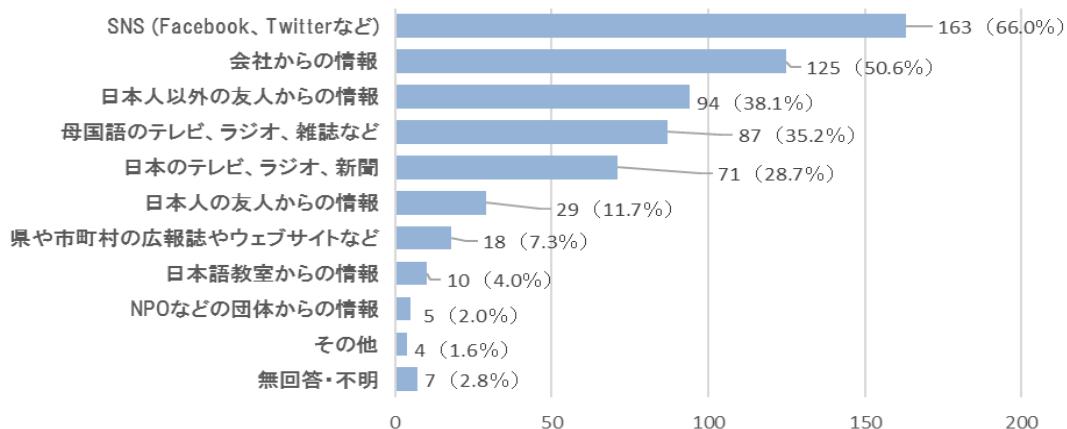


⑩ よく利用するメディアや情報は何ですか。(あてはまるもの全てに○)

- ・行政サービスを利用するための情報源は、『SNS(Facebook、Twitterなど)』が最も多く163人(66.0%)
- ・『会社からの情報』が125人(50.6%)
- ・「日本人以外の友人からの情報」「母国語のテレビ、ラジオ、新聞」が続いており、母語で情報を得ている人が多いことが分かる。

よく利用するメディア(n=247)

(人)

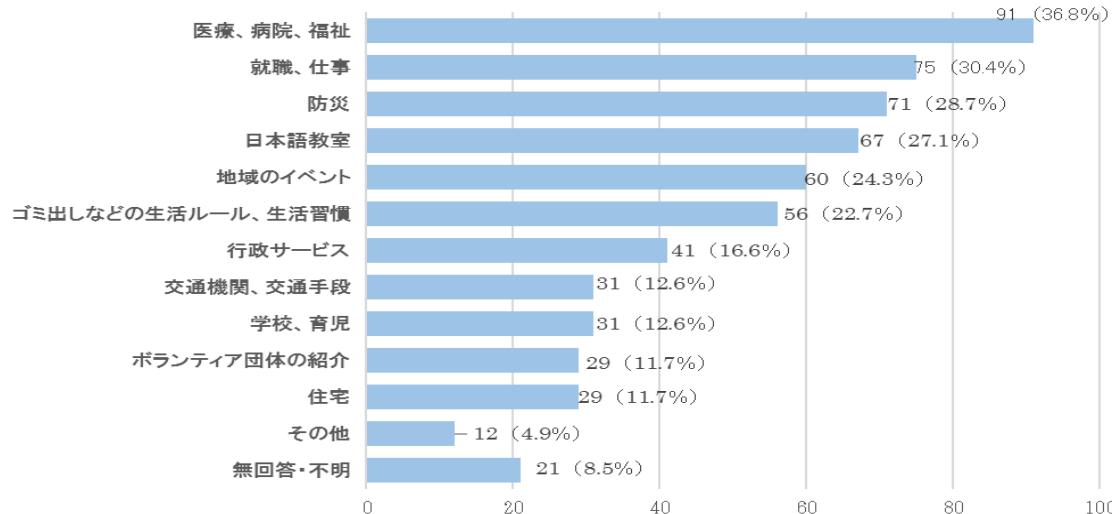


⑪ 今どのような情報が必要ですか。(特にあてはまるもの3つに○)

- ・『医療、病院、福祉』が91人(36.8%)
- ・『就職、仕事』が75人(30.4%)
- 「防災」「日本語教室」「地域のイベント」が続く

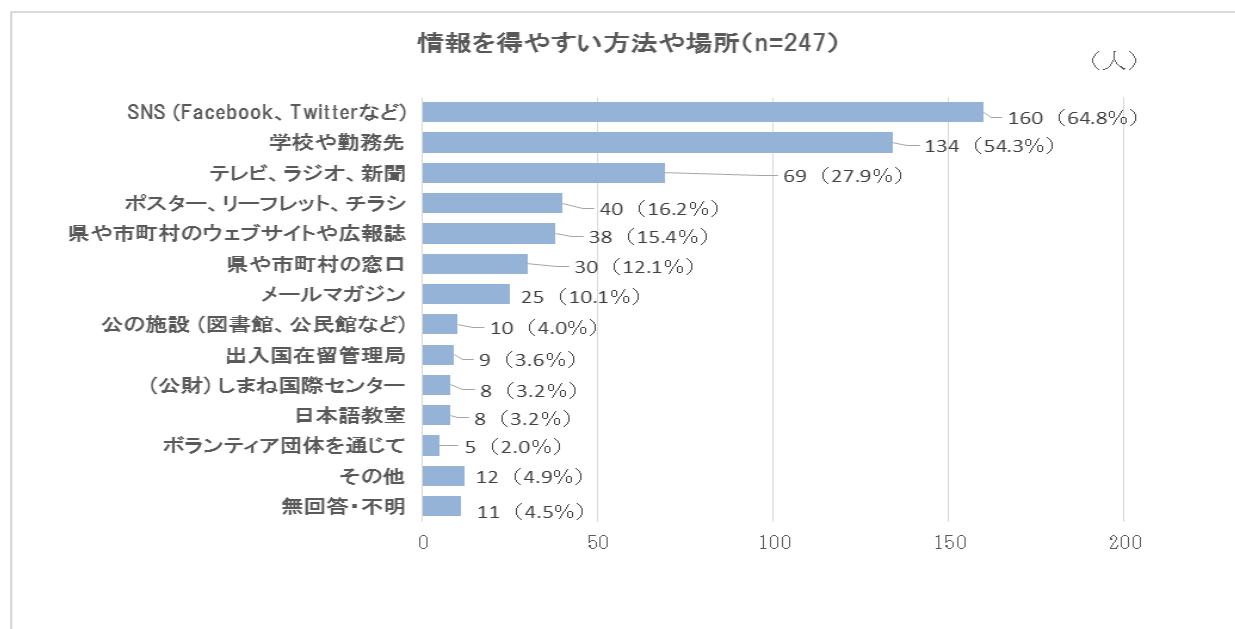
必要な情報(n=247)

(人)



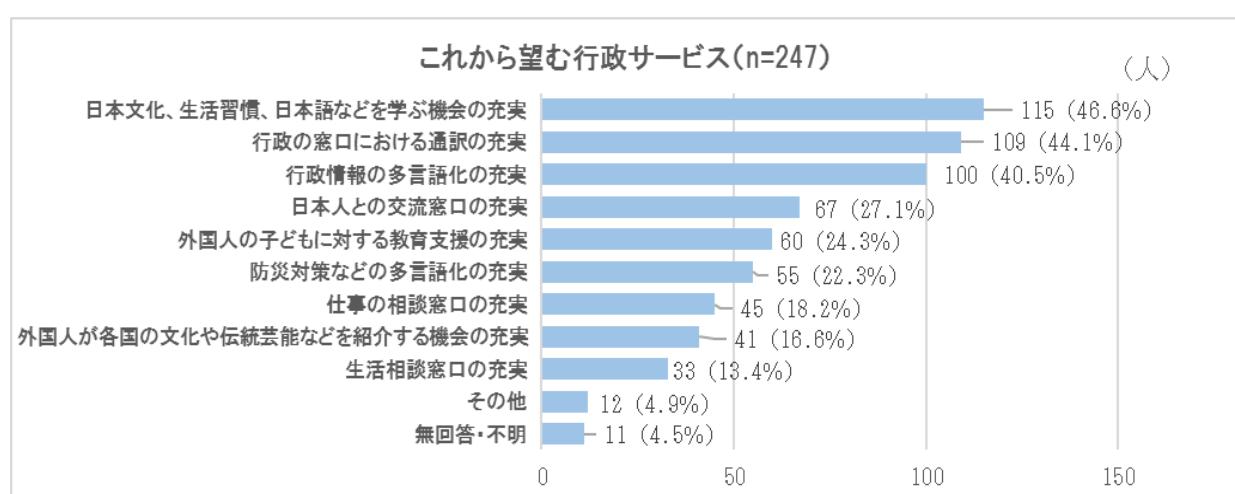
A. どのような方法（場所）だと情報を得やすいですか。（特にあてはまるもの3つに○）

- ・『SNS (Facebook、Twitterなど)』が最も多く160人 (64.8%)
- ・『学校や勤務先』が134人 (54.3%)
- 「テレビ、ラジオ、新聞」「県や市町村のウェブサイトや広報誌」が続く



⑫ これからどのような行政サービスを望みますか。（あてはまるもの3つに○）

- ・『日本文化、生活習慣、日本語などを学ぶ機会の充実』が115人 (46.6%)
- ・『行政の窓口における通訳の充実』が109人 (44.1%)
- ・『行政情報の多言語化の充実』が100人 (40.5%)
- 「日本人との交流窓口の充実」「外国人の子どもに対する教育支援の充実」が続く



令和元年度市民満足度調査

調査の概要

(1) 調査目的

市民を対象に市の施策・取組に対する満足度・重要度、住みやすさ、多文化共生についての調査を行い、第1期出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証と第2期総合戦略策定等の基礎資料とする目的とします。

(2) 調査内容

- 個人属性（性別、年齢、国籍、居住地域、居住年数）
- 出雲市の住みやすさ、定住意向
- 市の施策・取組についての重要度、満足度
 - 都市基盤・機能 / 産業・経済 / 教育・文化 / 健康・福祉
 - / 生活環境 / 安心・安全 / まちづくり、行政サービス
- 多文化共生について
- 自由意見

(3) 調査の対象・調査方法

出雲市にお住まいの18歳以上の方の中から2,800名を無作為に抽出。
市民満足度調査票を郵送、無記名で回答いただき郵送にて回収。

(4) 調査実施時期

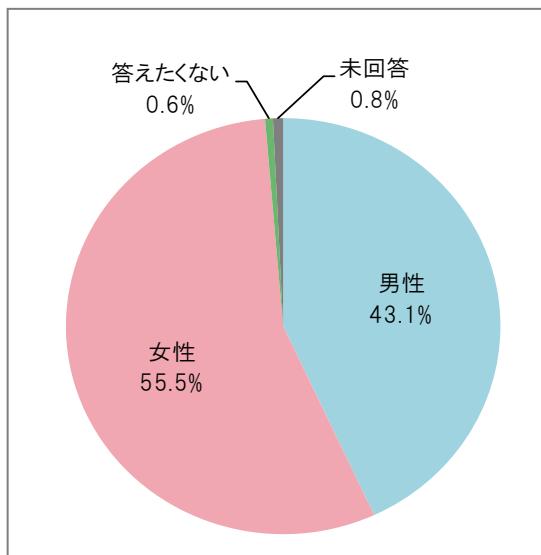
令和元年（2019）5月7日（火）～5月31日（金）

(5) 調査票回収状況

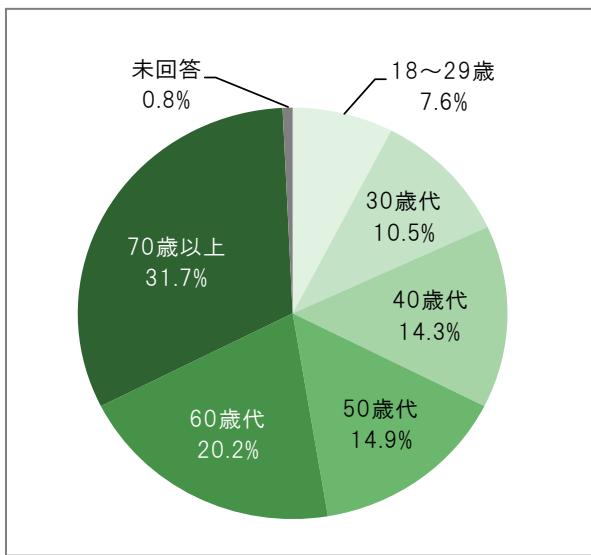
| 送付数 | 回収数 | 回収率 |
|-------|-------|-------|
| 2,800 | 1,199 | 42.8% |

●回答者の属性

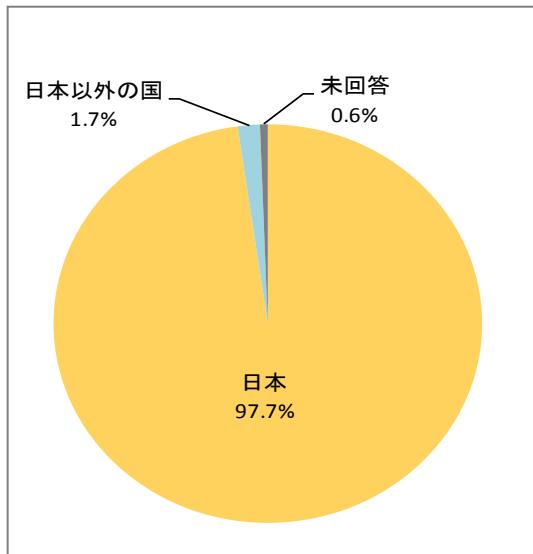
■性別



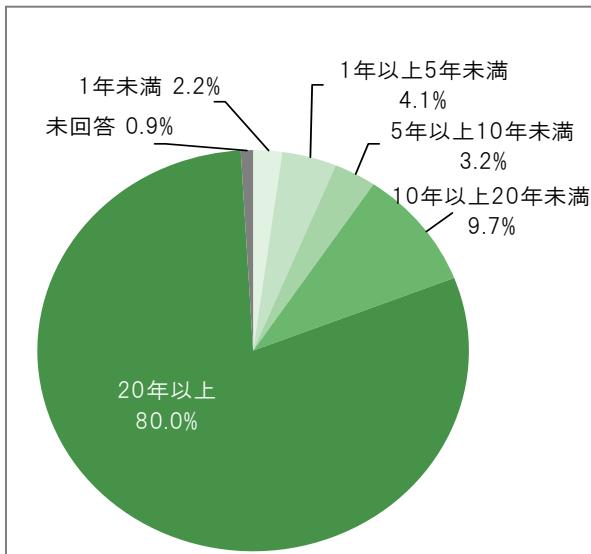
■年齢



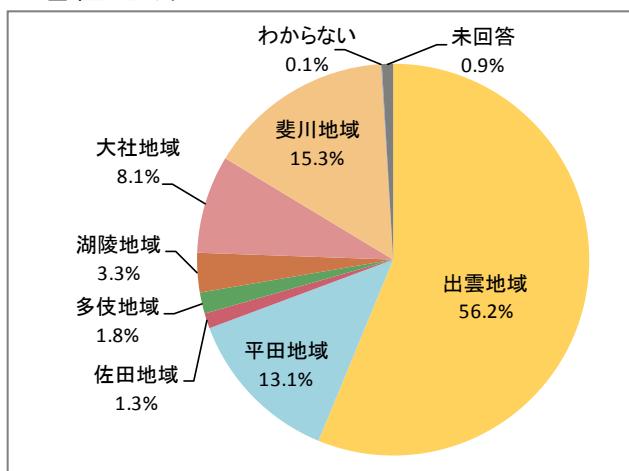
■国籍



■居住年数

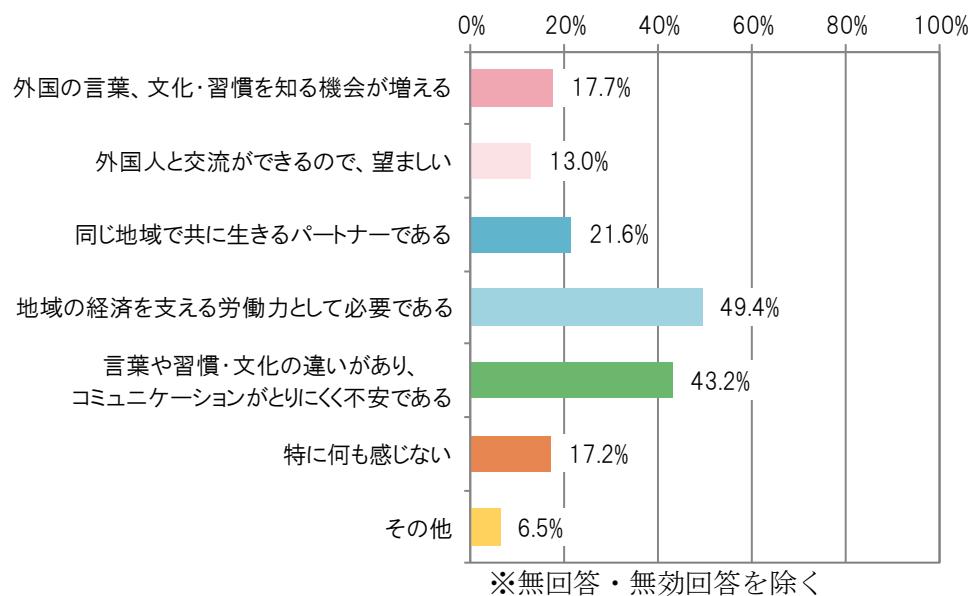


■居住地域

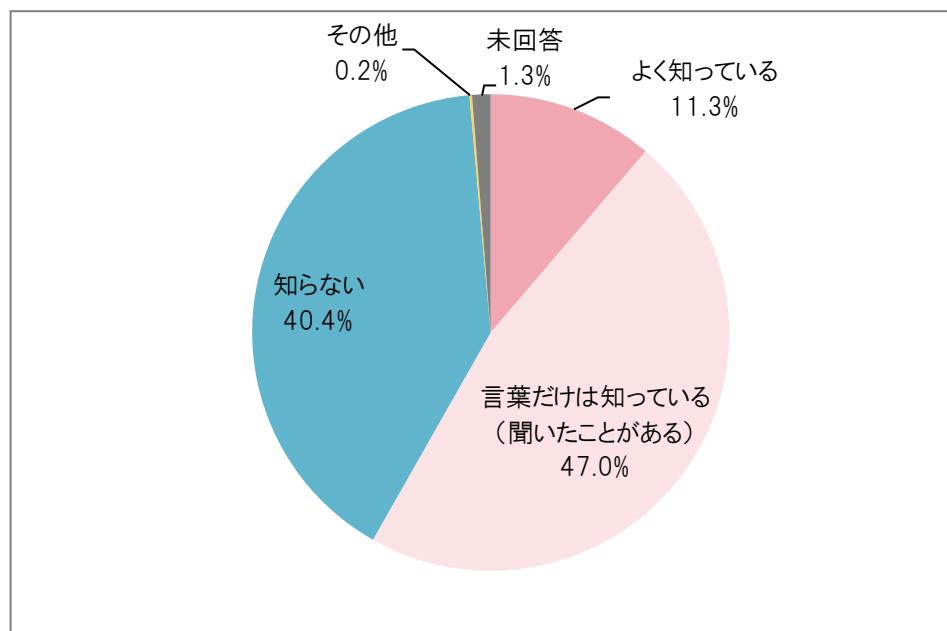


多文化共生について

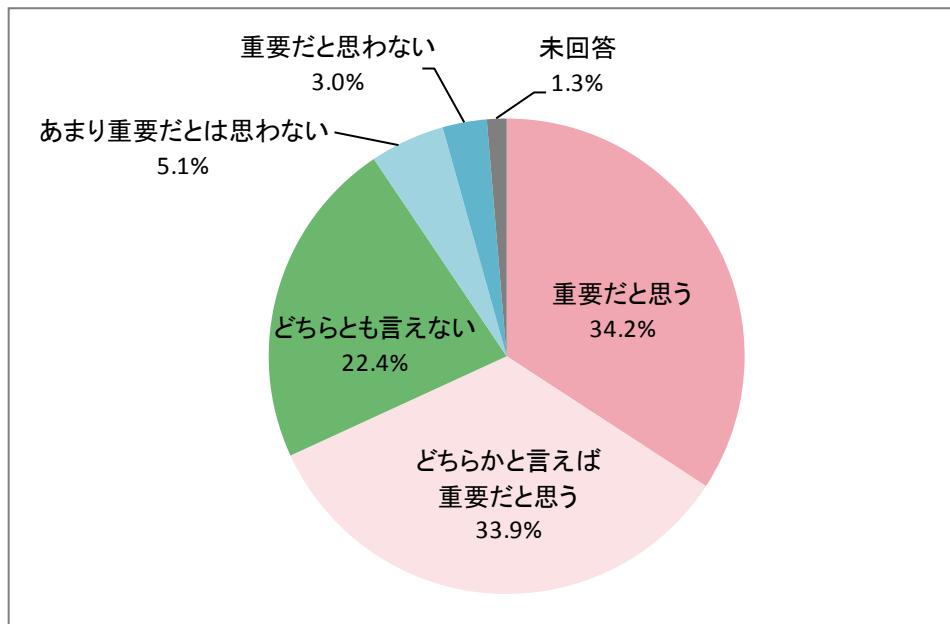
①出雲市には、多くの外国人住民が暮らしています。あなたは、そのことについてどう感じていますか。(複数回答)



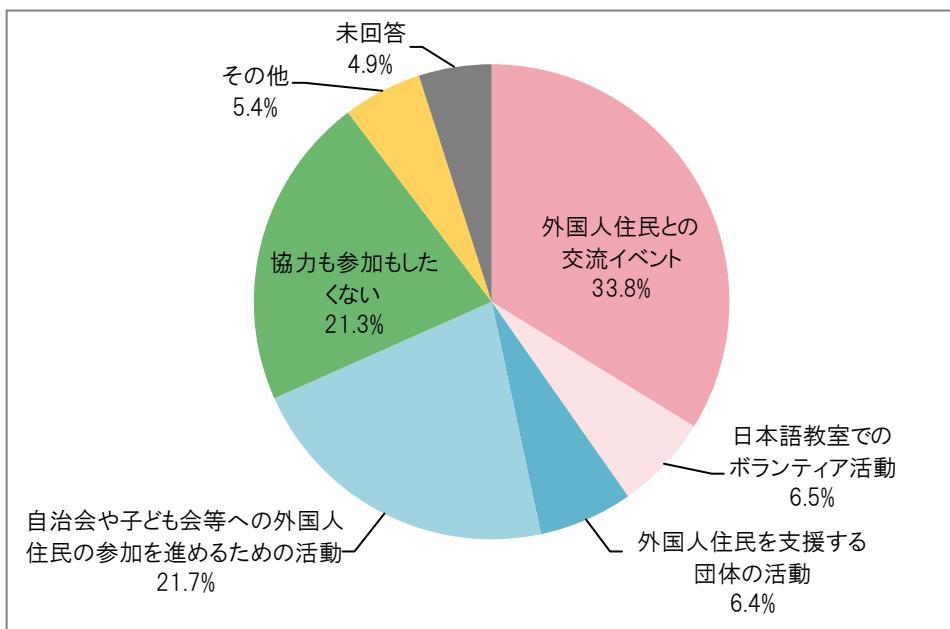
②あなたは「多文化共生」という言葉・考え方を聞いたことがありますか。



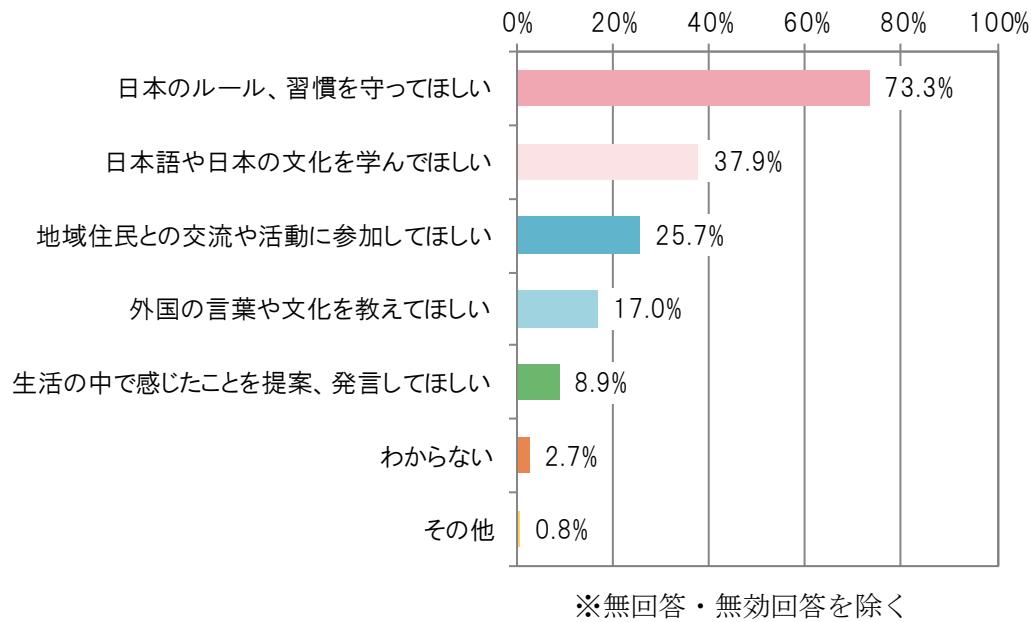
③あなたは、外国人住民と互いに認め合い、共に暮らす多文化共生社会の実現についてどう思いますか。



④あなたは多文化共生を進めるうえで、どのような活動であれば協力し、参加したいと思いますか。(日本人のみ回答)



⑤あなたは多文化共生を進めるうえで、外国人住民にどのようなことを期待しますか。（日本人のみ回答）（複数回答）



⑥今後、多文化共生を進めるうえで、外国人住民を対象にどのような取組に力を入れるべきだと思いますか。（複数回答）

